

令和6年度こども家庭庁事後評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）、「こども家庭庁政策評価基本計画」、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）及び「令和6年度こども家庭庁行政事業レビュー行動計画」を踏まえて、令和6年度こども家庭庁事後評価実施計画を定める。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

こども家庭庁政策評価基本計画の別紙に掲げる施策

3. 具体的な事後評価の方法

(1) 「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき行政事業レビューシート、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表を作成し、政策評価関連作業を行うもの

「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビュー及び基金の点検作業によるものとする。

当該作業において作成された行政事業レビューシート、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表を、法第10条に規定する評価書として位置づける。

(2) 規制に係る政策

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参考として行うものとする。